

情報公開規程

株式会社ワンスペース

(目的)

第1条 情報公開に関する必要な事項を規定し、公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(管理)

第2条 情報は役員が管理する。

(情報公開の対象とする資料および備え置き)

第3条 情報公開対象とする資料は次に掲げるものとする。

定款、事業計画、収支予算、事業報告、貸借対照表及び損益計算書

(閲覧場所および閲覧日時)

第4条 公開する情報の閲覧場所は、事務室内とする。

2. 閲覧の日は、休日以外の日とし、閲覧時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧申請の方法および閲覧の実施等)

第5条 閲覧を希望する者から第3条の資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 任意の様式により文書提出を受ける。

2. 第3条以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を第3条に掲げる資料に限定している旨を説明する。

附 則

(施行日)

本規程は、令和2年4月1日から施行する。